

「再生可能エネルギーの全量買取制度」について

太陽光発電の余剰電力買取制度は、補助金等の他の施策ともあいまって、国内の太陽光発電の導入量の飛躍的な伸びに大きく貢献しています（国内の2010年の住宅向け太陽光の単年度導入量は、制度開始前の2008年と比して約3倍に増加）。こうした実績を踏まえ、太陽光発電以外の再生可能エネルギーにまで買取対象を拡大する再生可能エネルギーの全量買取制度を導入することで、再生可能エネルギーの導入拡大の一層の加速化が期待されております。再生可能エネルギーの全量買取制度の設計に当たっては、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「国民負担」、「系統安定化対策」の3つのバランスをとることが重要であり、国民負担をできる限り抑えつつ、最大限に導入効果を高めることを基本方針として、平成21年から検討を開始し、現在詳細な制度設計を行っています。

この度、第177回通常国会に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」を提出しており、平成24年度からの制度開始を目指して検討を行っています。

(1) 現在検討中の「再生可能エネルギーの全量買取制度」の概要

（以下は、平成23年2月の買取制度小委員会報告書に基づく記述であり、今後変更される可能性もあり得る）

①買取対象

再生可能エネルギー全体の導入を加速化する観点から、実用化された再生可能エネルギーである太陽光発電（発電事業用まで拡大）、風力発電（小型も含む）、中小水力発電（3万kW未満）、地熱発電、バイオマス発電（紙パルプ等他の用途で利用する事業に著しい影響がないもの）へと買取対象を拡大することを検討している。

②全量買取の範囲

メガソーラーなどの事業用太陽光発電をはじめとした発電事業用設備については、全量買取を基本とし、住宅等における小規模な太陽光発電等については、省エネインセンティブを促しつつ再生可能エネルギーの導入を進めることが可能であること、国民負担（買取費用）を全量買取にするよりも一定程度抑制できること、制度変更にかかるコストの発生等を理由として、現在の余剰買取を基本とすることを検討している。

③新設・既設の取扱い

新たな導入を促進するため、新設を対象とすることを基本とするが、既設設備についても稼働に著しい影響を生じさせないという観点から、既設設備を対象としたRPS義務量の調達を引き続き義務づけることを検討している。また、例えば発電設備のうちの主要部分を取り替える等して出力増強を行う場合は、再生可能エネルギーの発電量の増大に寄与するという観点から、増加した発電量を新設設備による発電分と同様に買い取ることを検討している。

④買取価格

太陽光発電等を除いた買取価格については、標準的な再生可能エネルギー設備の導入が経済的に成り立つ水準、かつ、国際的にも遜色ない水準とし、15～20円/kWh程度を基本とすることを検討している。また、エネルギー間の競争による発電コスト低減を促すため、一律の買取価格とし、今後価格の低減が期待される太陽光発電等の買取価格については、価格低減を早期に実現するため、当初は高い買取価格を設定し、段階的に引き下げることを検討している。

⑤買取期間

太陽光発電等を除いた買取期間は、設備の減価償却期間等を参考にして設定し、15～20年を基本とし、太陽光発電等の買取期間については、住宅向けは10年、非住宅向けは15～20年とすることを検討している。

⑥買取費用の負担

本制度により、電力部門のエネルギー自給率の向上とグリーン化が進展することや、買取費用の

回収に係る制度を安定的に実施していく観点から、諸外国の例も踏まえ、電気料金に上乗せする方式とすることを検討している。また、全ての需要家にご負担をお願いする観点から、電気の使用量に応じて負担する方式を基本としている。

⑦各地域における負担

地域ごとに再生可能エネルギーの導入条件が異なる中で、買取対象を拡大するに当たって、地域間の負担の公平性を保つため、地域間調整を行って全国一律の負担とすることを検討している。

4. その他

(1) 系統安定化対策

出力が相対的に不安定な再生可能エネルギーの大量導入に伴い、今後、電力系統への影響が生じる可能性があるため、系統安定化のための新たな対策やコストの発生が予想される。そのため、電力需要が特に小さい日などに備えて、将来的に、蓄電池の設置や太陽光発電等の出力抑制を行うなど、国民負担を最小化しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を可能とするような最適な方策を、今後検討していく。

(2) 広報

買取制度は、再生可能エネルギーの普及拡大によるエネルギー自給率の向上や地球温暖化対策などの効果はすべての方の未来に関するものという考えから、買取制度における買取り、制度に係る費用回収の双方の趣旨・内容について、国民のご理解とご協力を広くいただいた上で、円滑に制度を実行していく必要があり、行政は国民に対し、各地でソーラータウンミーティングやシンポジウムを行うなどして制度の周知に努めるとともに、お知らせ配布、新聞広告の実施、コールセンターの設置による問い合わせ対応の強化等、今後も積極的に広報活動を行っていく。

METI 資源エネルギー庁では、買取制度の詳細を (<http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/>) で、随時情報しております。ぜひご覧ください。以上は、JWEA 通巻 97 号原稿として METI からいただいた原稿の一部です。(JCRE 実行委員会)